（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第六条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 1～4　［略］ 5　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十八項の規定により読み替えて適用する同令第二十四条第五号に規定する防衛省令で定める率は、次の表の上欄に掲げるその者の退職した日の属する年の翌々年の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率とする。 令和五年　○・九五 令和六年　一・〇〇	**附　則** 1～4　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第七条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。	自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［略］			
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［略］		
	二　防衛研究所		
		四　防衛研究所研究幹事の属する職制上の段階	研究幹事
		四の二　防衛研究所の部長の属する職制上の段階	部長
	［略］		
［略］			

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
［同上］			
二　調査、試験又は研究に関する事務をつかさどる官職の職務	［同上］		
	二　防衛研究所		
		四　防衛研究所の部長の属する職制上の段階	部長
	［同上］		
［同上］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。